

東洋町同報通信システム整備事業  
プロポーザル実施要領書

令和7年7月

東洋町

## 1. 実施要領

### (1) 実施要領書の目的

本要領書は東洋町(以下「発注者」という)が計画している「東洋町同報通信システム整備事業」(以下「本事業」)の受注者を決定するため、価格競争のみに依らず企画力、技術力、利便性、実績等の観点から総合的な提案を受ける公募型プロポーザル方式により選考を実施するために必要な事項等を定める。

### (2) 本事業の目的

現在運用中のアナログ防災行政無線設備は整備後約 37 年を経過し、設備等の老朽化が著しく進み保全用部品等も入手困難な状況であり、運用の一部に支障を来している。本事業は、プロポーザル方式により提案を希望する事業者(以下「提案者」という)から技術提案を求めることにより、安定運用や近年の情報伝達手段の多様化に対応した同報通信システムの再整備を実施するものである。同報通信システムの再整備により、災害発生時等の迅速な情報伝達を実現し、住民の安全安心の確保並びに防災、応急、救助、災害復旧に関する円滑な業務遂行を行うことを目的とする。

また、平常時には一般行政事務における連絡、案内等、生活情報の提供による住民サービスや公共福祉の増進に活用する。

### (3) 事業概要

ア 事業名 東洋町同報通信システム整備事業

イ 工 期 契約締結日から令和9年3月31日まで

ウ 要求水準 別添「東洋町同報通信システム整備事業要求水準仕様書」による

### (4) 見積提案上限額

420,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

## 2. 関係法規等

- (1) 電波法および同法関係規則
- (2) 有線電気通信法及び同法関係規則
- (3) 電気設備技術基準
- (4) 土木工事標準積算基準書(電気通信編)
- (5) 電気通信設備工事共通仕様書
- (6) 建築基準法及び同法施行令、同法関係規定
- (7) 道路法、道路交通法

- (8) 日本産業規格(JIS)
- (9) 日本技術標準規格(JES)
- (10) 日本電気規格調査会標準規格(JEC)
- (11) 日本電気工業会標準規格(JEM)
- (12) 日本電子機械工業会規格(EIAJ)
- (13) 市町村デジタル同報通信システム標準規格(ARIB STD-T115)
- (14) 東洋町条例・規則・地域防災計画
- (15) その他関係法令等

### 3. スケジュール

No.	項目	期間等
1	公告	令和7年7月2日(水)
2	参加表明書受付期間及び既施設に係る資料の閲覧期間	令和7年7月2日(水)～令和7年7月16日(水)
3	質疑書受付期間	令和7年7月2日(水)～令和7年7月9日(水)
4	質疑書回答	令和7年7月16日(水)午後5時までに町HPにて掲載
5	提案書受付期間	令和7年7月17日(木)～令和7年7月25日(金)
6	審査日程等通知予定	令和7年7月29日(火)
7	審査(プレゼンテーション)	令和7年8月8日(金)※詳細は別途個別に通知予定 予備日:令和7年8月12日(火)
8	審査結果通知	令和7年8月下旬
9	仮契約日	令和7年8月下旬

※各書類の受付は、土日祝日を除く9時～17時とする。

### 4. 資料の閲覧

- (1) 閲覧期間 令和7年7月2日(水)～7月16日(水) 9時～17時(土日祝日除く)
- (2) 閲覧場所 東洋町総務課窓口
- (3) 閲覧資料 消防防災無線通信施設工事完成図書(昭和62年)  
防災行政無線受信局増設工事完成図書(平成元年)  
防災行政無線遠隔制御局設置工事完成図書(平成4年)  
防災行政無線システム更新工事(通信システム整備)完成図(平成20・21年)  
東洋町地域防災センター新築工事竣工図(平成29年度)

### 5. プロポーザル参加資格条件

参加表明者は、公告日において次の(1)～(16)の要件全てを満たすこと。

- (1) 高知県入札参加資格共同電子申請システムにより電気通信工事の入札参加資格を有するものであること。
- (2) 電気通信工事の特定建設業許可を有するものであること。
- (3) 仮契約日まで、本町から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の本事業を行うのに相応しくないものでないこと。
- (6) 東洋町暴力団排除条例及び高知県暴力団排除条例等に規定する、暴力団または暴力団員等が関与しない団体(代表者、構成員)であること。
- (7) 国地契第 91 号(平成 27 年 3 月 6 日付け)に基づき、同一資本内での本事業への参加は自社若しくは関連会社のいずれか 1 社のみとする。
- (8) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき、更正手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (9) 民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (10) 建設業法第 3 条(昭和 24 年法律第 100 号)に基づき、本社もしくは本店(営業所を含む)を四国内に有していること。
- (11) 最新の経営事項審査の総合評定値(P)電気通信が 1000 点以上であること
- (12) 電波法(昭和 25 年法律第 131 号)第 24 条の 2 第 1 項の規定による総務大臣の登録を受け点検を行うことができる無線局設備等に係る無線局の種別に、基地局及び固定局を含む登録検査等事業者であること。
- (13) 同報通信システムの主たる機器製造事業者又は、その事業者からの受給により自ら施工が出来る事業者であること。また、ひとつの機器製造事業者による複数社での重複参加はできない。
- (14) 令和 2 年度以降(過去 5 年以内)に、同種同規模(契約額 2 億円以上(消費税及び消費税相当額を含む))の元請による完工実績を有していること。また、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)に登録されていること。
- (15) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条に規定する監理技術者(電気通信工事)を専任で配置できること。なお、配置予定技術者は、本参加資格確認申請日において 3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (16) 配置予定技術者は、監理技術者証(電気通信工事)及び監理技術者講習証を有していること。

## 6. 参加資格の審査等

参加を希望する者は参加表明書を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。参加資

格審査の結果は令和7年7月 23 日(水)までに通知する。この通知において、有資格者と認められる者のみが提案書を提出できるものとする。なお、次のいずれかに該当したときは参加資格を喪失するものとする。

- (1) 本手続きにおいて提出した書類等に虚偽の記載又は不正な行為等をしたとき。
- (2) 本手続きの期間中に前項「4. プロポーザル参加資格条件」に示される項目に該当しないこととなったとき。

## 7. 参加表明書等の提出

参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

### (1) 提出書類

①参加表明書【様式1】

②会社概要書【様式2】

③同種同規模元請実績調書【様式3】

ア 令和2年度以降(過去5年以内)の同種同規模工事の元請完工実績を最大5件まで記載すること。

イ 一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム(CORINS)に登録された写し等を添付すること。

④配置予定の監理技術者の資格者証の写し及び業務経歴証

⑤最新の経営事項審査通知書の写し(総合評価値(P)の記載があるもの)

⑥機器製造事業者納入誓約書【様式4】

(2) 提出期限 「3. スケジュール」のとおりとする。

(3) 提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと

(4) 提出先

東洋町総務課

住所: 高知県安芸郡東洋町大字生見758-3

電話: 0887-29-3111

E-mail: soumu@town.toyo.lg.jp

## 8. 参加辞退

参加を辞退する場合は、「3.スケジュール」の「7.審査(プレゼンテーション)」の前日の15時00分までに、「辞退届【様式5】」を「7.参加表明書等の提出(4)提出先」へ持参または電子メールにより提出すること。

※電子メールの場合は送信後に受信確認の電話連絡を行うこと。

## 9. 提案書の提出

提案書等の提出は以下のとおりとする。

(1) 提出期限「3. スケジュール」のとおりとする。

- ① 提出後の差替え等は認めない。
- ② 期限内に提出無き場合は辞退とみなす。

(2) 提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は配達確認ができるもので提出期限までに必着のこと

(3) 提出部数 提案書:10部 データ:1部(提案書1式をPDF変換しCD-R等に収納したもの)

(4) 提出先「7. 参加表明書等の提出(4)提出先」とする。

## 10. 提案を求める具体的な内容

具体的な提案については以下の要領とする。

資料はA4版(横)で作成し、以下の順にファイルに綴じて提出すること。

図面等はA3版でも可とするがA4版に折込むこと。

提案書はA4版30頁(表紙、目次、背表紙は含まない)以内とし、A3版を使用する場合はA4版に折込み2頁として取り扱う。文字のサイズは10ポイント以上とする。

(1) 提案書

本要領書、別紙「東洋町同報通信システム整備事業プロポーザル評価項目表」の評価事項及び要求水準仕様書に基づき作成すること。様式は任意とする。

(2) 見積書

整備事業費見積【様式6】

## 11. 質疑及び回答

質疑及び回答は以下とし、電話や来訪による口頭での質疑、期間を過ぎた質疑等及び本事業の審査基準等に係る内容、他の参加者数や会社名等に関する一切の質疑は受け付けない。

(1) 質疑書【様式7】

質疑対象の法令においては条項、引用文書名においてはページ番号を明記し、質疑内容を具体的に記載すること。回答先の担当部署、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記すること。

(2) 提出期限「3.スケジュール」のとおりとする。

(3) 提出方法

質疑書【様式7】は電子メールにより提出すること。

- ① メール件名「東洋町同報通信システム整備事業に係る質疑」とする。
- ② 質疑書【様式7】をPDF化したものを添付すること。
- ③ 送付先: 東洋町総務課 電子メールアドレス E-mail: soumu@town.toyo.lg.jp
- ④ 質疑書に対する回答は、質問ごとに随時、東洋町ホームページへ掲載する。

なお、質問に対する回答は、要求水準仕様書の追加及び修正とみなす。

## 12. 選考方法

### (1) 選考方法

提出書類とプレゼンテーションについて、別紙「東洋町同報通信システム整備事業プロポーザル評価項目表」で示す基準により、選考委員が採点した結果の総合評点数が最も高い提案者を受託候補者として選考する。提案者が1者の場合であっても、審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が要求水準を満たしていると認められた場合には、受託候補者として選考する。

### (2) 審査結果の通知

審査を実施した者全員に対して、審査結果を郵送及び電子メールにより通知する。

なお、受託候補者名、全参加者名、全参加者の総合評価点及び提案金額を総務課窓口で閲覧できるものとする。

## 13. 審査(プレゼンテーション)の注意事項

(1) 審査は、45分(説明30分、質疑応答15分)程度とする。

(2) 審査の順番は無作為に決定する。

(3) 出席者は1参加者あたり5名までとする。

(4) プロジェクター及びスクリーンは町が用意する。

※パソコン及びその他に説明用機器等がある場合は参加者が用意すること。

(5) 提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。

(6) プレゼンテーションは提案書に沿って進めること。

(7) 提案書の内容から逸脱しない範囲内で機器等によるデモンストレーションを認める。

(8) 指定時間に遅れた場合は失格となる場合がある。

(9) 審査について確認用として録音を行う場合がある。審査後に破棄する。

## 14. 契約に関する事項

(1) 受託候補者と本事業契約の締結交渉を行う。

(2) 交渉の結果、契約締結に至らなかった場合は、次点者と交渉を行う場合がある。

(3) 契約事務等は、東洋町財務規則による。

(4) 契約締結時の契約保証金及び工事費の前払金、部分払等については、東洋町財務規則による。

(5) 契約締結後においても、本事業の遂行にふさわしくない諸事象等が認められる場合は、東洋町財務規則に基づく契約の見直しや損害賠償を求めることがある。

(6) 契約等は地方自治法第96条第1項第5号及び東洋町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき町議会の議決を要するため、仮契約を取交わし議決後に本契約を締結する。

(7) 本事業が議会で可決されなかった場合、仮契約の相手方に対し一切の責任を負わない。

## 15. 失格事項

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及びプレゼンテーションの実施方法が示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等の提出期限後に見積書内の金額に訂正を行ったもの。
- (4) プレゼンテーションの審査に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの、その他選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。
- (6) 見積書の金額が、上限価格を超過したもの。

## 16. 留意事項

次の事項を遵守すること

- (1) 本事業に要する書類作成及び調査費等の費用等は参加者の負担とする。
- (2) 参加者は本事業にて知り得た内容は他人に漏らしてはならない。
- (3) 提案書ほか提出書類の一切は返還しない。
- (4) 各提出期限後の問合せ、書類の追加、修正には応じない。
- (5) 各審査等の段階で、提案の虚偽、不正及び違反が認められる場合は失格とする。
- (6) 各審査等に対して異議申立ては一切受け付けない。
- (7) 本プロポーザルにおいて、提案者が1者の場合、選考委員の審査による総合評点数が総合計点の50%以上であれば、選定委員会において可否を決定する。
- (8) 本実施要領書公告日(令和7年7月2日(水))から選考委員会において選考が終了するまでの間、選考委員への接触及び担当課に対する営業活動は、直接または間接的に関わらず禁止とする。

以上